

酒類・酒母・もろみ製造場移転許可申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類、酒母又はもろみの製造場の移転の許可を受けようとする場合に使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉 1、2 及び 4 はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 税務署の管轄区域を異にする移転の場合には、移転先の製造場の所在地の所轄税務署長あての正副 2 通の申請書を移転前の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表(CC1-5102-2)」により定める必要書類を添付し、製造場の移転許可申請書（Ⅰ）チェック表（CC1-5102-2(9)）により確認してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。